

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月4日 11時55分ごろ
発生場所	関門港若松第5区製鉄戸畑泊地内 戸畑航路第3号灯標から真方位242° 1,470m付近 (概位 北緯33° 54.9′ 東経130° 51.1′)
事故の概要	油タンカーシーホース丸は、接舷操船中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー シーホース丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	290-52179山口、株式会社漁連石油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定 甲板員、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、製鉄戸畑泊地内に出船左舷着けで着岸中の船舶（以下「停泊船」という。）に燃料を給油する目的で、船首喫水約1.2m、船尾喫水約1.9mで山口県下関漁港を出港した。</p> <p>本船は、船長が製鉄戸畑泊地に入る直前に係留準備のために船首側へ向かい、同泊地内で操船経験がある甲板員が操船して南西進した。</p> <p>本船は、甲板員が、停泊船の右舷に本船の左舷を接舷することとし、約3ノットの対地速力で右回頭を始めたところ、間もなく船首部が泊地内南側の岸壁寄りに存在した浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、その後、上げ潮に乗じて自力で離礁した。</p> <p>船長は、西北西風が強かったこともあり、回頭せずに停泊船に右舷着けするように指示すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員は、月に1、2回製鉄戸畑泊地での給油作業時に操船につき、本件浅所の存在を承知していた。</p> <p>甲板員は、本事故当時、目測で停泊船との位置関係を意識しながら右旋回を始めたが、GPSプロッター等の航海計器の設備がない本船では海図で本件浅所の詳細な位置を確認したうえで、本件浅所から離れるように操船すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>海上保安庁は、11月9日海の安全情報の緊急情報で本件浅所の状</p>

	況を周知した。
分析	本船は、可航域の限られた製鉄戸畑泊地内において、停泊船の右舷に接舷する目的で操船中、甲板員が、停泊船との位置関係を意識しながら目測で右旋回を始めたことから、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、可航域の限られた製鉄戸畑泊地内において、停泊船の右舷に接舷する目的で操船中、甲板員が、停泊船との位置関係を意識しながら目測で右旋回を始めたため、本件浅所に向かっていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、限られた可航域内に停泊する船舶へ接舷するに当たり、GPSプロッターなどの航海計器の装備がない場合、停泊船との位置関係の確認のみに意識を向けることなく、事前に海図で航行する海域の状況を確認し、できる限り浅所から離れるように操船目標、避険線を決めて操船すること。